

船舶事故調査報告書

令和元年5月8日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成30年10月1日 18時05分ごろ
発生場所	石川県珠洲市 ^{すずろこう} 禄剛埼北北西方沖 禄剛埼灯台から真方位330° 144.7海里（M）付近 （概位 北緯39°36.6′ 東経135°46.1′）
事故の概要	漁船第七十八丸 ^{まるなか} 中丸は、甲板上でかに籠の揚収作業中、甲板員が落水して死亡した。
事故調査の経過	平成30年10月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第七十八丸中丸、145トン 143279、一般社団法人しまね水産業構造改革サポート（船舶所有者）、大山漁業有限会社（船舶借入人） 32.04m（Lr）×7.00m×3.20m、鋼 ディーゼル機関、735kW、平成30年5月16日
乗組員等に関する情報	船長 男性 29歳 四級海技士（航海）（履歴限定） 免許年月日 平成27年1月6日 免状交付年月日 平成27年1月6日 免状有効期間満了日 令和2年1月5日 漁労長 男性 49歳 五級海技士（航海）（履歴限定） 免許年月日 平成5年9月1日 免状交付年月日 平成30年8月28日 免状有効期間満了日 令和5年8月31日 甲板員 男性 40歳 海技免状等 なし
死傷者等	死亡 1人（甲板員）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 7 海象：うねり 波高約3m、水温 21℃
事故の経過	本船は、船長、漁労長及び甲板員ほか7人が乗り組み、平成30年

	<p>9月29日07時00分ごろ境港を出港し、30日08時00分ごろから禄剛埼北北西方沖の大和堆東部においてべにずわいがに漁の操業を行っており、10月1日17時54分ごろサデロープを使用して、当日の2回目のかに籠巻揚げ作業を開始した。</p> <p>サデロープは、長さ2,500mのロープの先に爪があり、おもりのチェーンを45本結びつけたもので、幹繩を引っ掛けてかに籠を揚収するための道具である。</p> <p>本船は、漁労長が操舵室で操船と作業指揮を、船長が甲板員ほか2人と前部甲板でかに籠の揚収作業を、機関長ほか4人が後部甲板でロープやかに籠の整理作業をそれぞれ行っていた。</p> <p>甲板員は、前部甲板左舷側のブルワーク上に設置されたガイドローラの船首側で、上がってくるサデロープをさばく作業を行うため、ブルワーク上に座っていた。</p> <p>前部甲板右舷側で巻揚機のそばにいた乗組員は、巻揚げを開始して数分後の18時05分ごろ、本船が左舷前方からの波を受けて揺れた際、前部甲板左舷ブルワーク上で船内を向いて正座の姿勢で座り、たばこの火をつけようとした甲板員が、バランスを崩して後ろ向きに落水したのを目撃した。</p> <p>落水を目撃した乗組員は、直ちに大声で甲板員の落水を船長に知らせた。</p> <p>船長は、後部甲板で作業中の他の乗組員に大声で知らせるとともに、操舵室に駆け上がり、漁労長に甲板員の落水を知らせた。</p> <p>漁労長は、甲板員が本船の左舷方約5mのところを船尾方に流されていくのを認め、前部甲板の乗組員にサデロープの切断を指示し、主機を後進とし、本事故の発生を海上保安庁へ通報し、会社へ連絡した。</p> <p>甲板員は、後部甲板にいた乗組員により救命浮環を投げられたが、パニックとなっているようで、手足をばたばたともがいており、救命浮環に気付かなかった。</p> <p>甲板員は、本船が後進して操舵室の左舷方約5mに近づいたとき、両手が海面付近、目から上が海面上にあり、目の前の救命浮環につかまらず、呼び掛けにも答えない状態で、救助直前に沈んでしまった。</p> <p>本船は、その後、僚船10隻、巡視船及び漁業監視船と共に付近海域を捜索したが、甲板員を発見できなかった。</p> <p>甲板員は、4日まで本船及び僚船により捜索が行われたが、発見されず、行方不明となった。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、付図2 甲板員の作業位置図、写真1 本船、写真2 前部甲板、写真3 甲板員の作業時の姿勢 参照)</p>
その他の事項	甲板員は、本船には約2年前から乗船しており、それ以前の経験も

	<p>20年以上あった。</p> <p>本船は、救命胴衣を更衣室に保管していた。</p> <p>甲板員は、泳ぐことは不得手であったが、ふだんから救命胴衣を着用しておらず、本事故当時も着用せず、また、安全帯も装着していなかった。</p> <p>漁労長は、時化が酷くて危険だと判断した場合、乗組員に対して救命胴衣の着用を命ずることがあったが、本事故当時の気象、海象では危険であるとは判断せず、救命胴衣の着用を命じなかった。</p> <p>漁労長は、甲板員がブルワーク上で座って作業をしているのを確認していたが、落水する危険があることを認識しておらず、安全帯の装着を指示していなかった。</p> <p>本船は、作業マニュアルが存在せず、乗組員がそれぞれ作業を現場で教えていた。</p> <p>救命胴衣の着用については、船橋及び甲板作業現場周辺に明記されていなかった。</p> <p>甲板員は、平成31年2月6日、死亡届が受理され、除籍された。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>甲板員は、行方不明となり、後日、除籍された。</p> <p>本船は、風力7及び波高約3mの荒天下、禄剛埼北北西方沖において、かに籠の揚収作業中、甲板員が、前部甲板左舷ブルワーク上に座っていたことから、本船が左舷前方から波を受けて船体が動揺した際、バランスを崩して落水したものと考えられる。</p> <p>甲板員は、目から上を海面上に出した状態で浮いていたところ、救助作業中に海中に沈み、行方不明になったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、風力7及び波高約3mの荒天下、禄剛埼北北西方沖において、かに籠の揚収作業中、甲板員が、前部甲板左舷ブルワーク上に座っていたため、本船が左舷前方から波を受けて船体が動揺した際、バランスを崩して落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲板上で作業をする際は、船体の動揺を考慮して、落水の危険を認識し、作業位置に注意すること。 ・作業を指揮する者は、作業の安全を監視すること。 ・甲板上で作業する際は、救命胴衣を常に着用すること。 ・落水する可能性がある場所で作業する際は、安全帯を装着することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図



付図2 甲板員の作業位置図

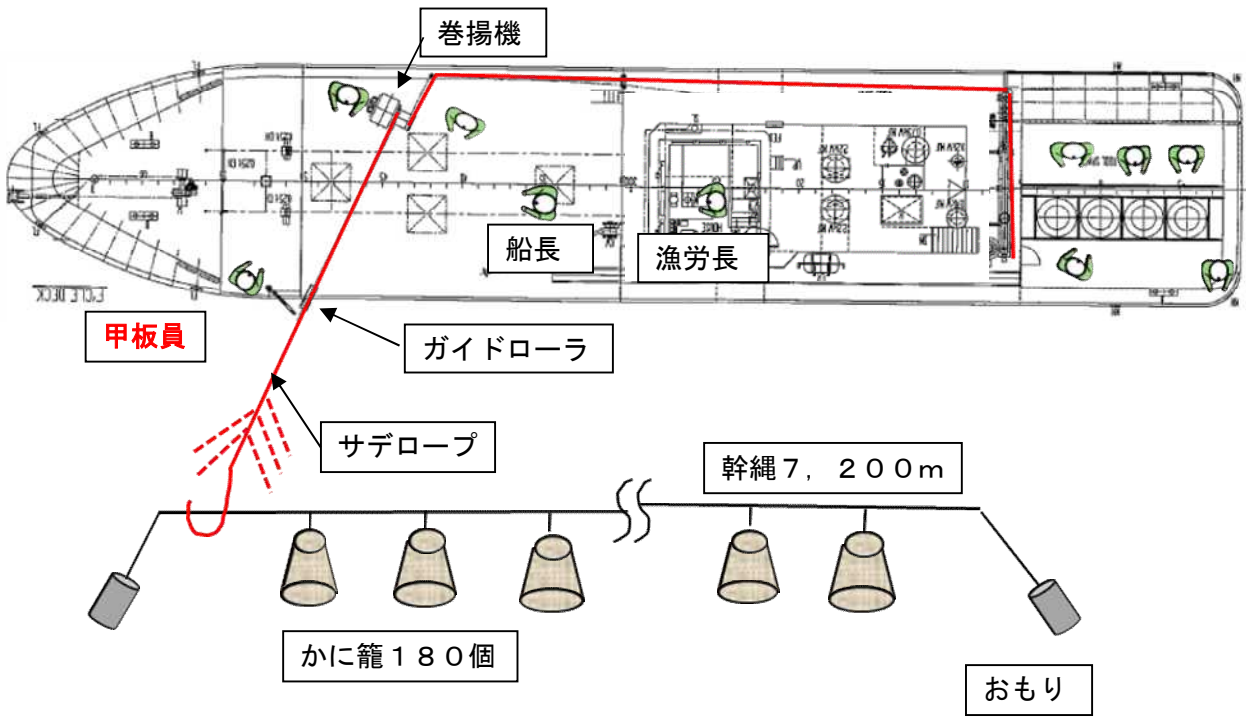


写真1 本船

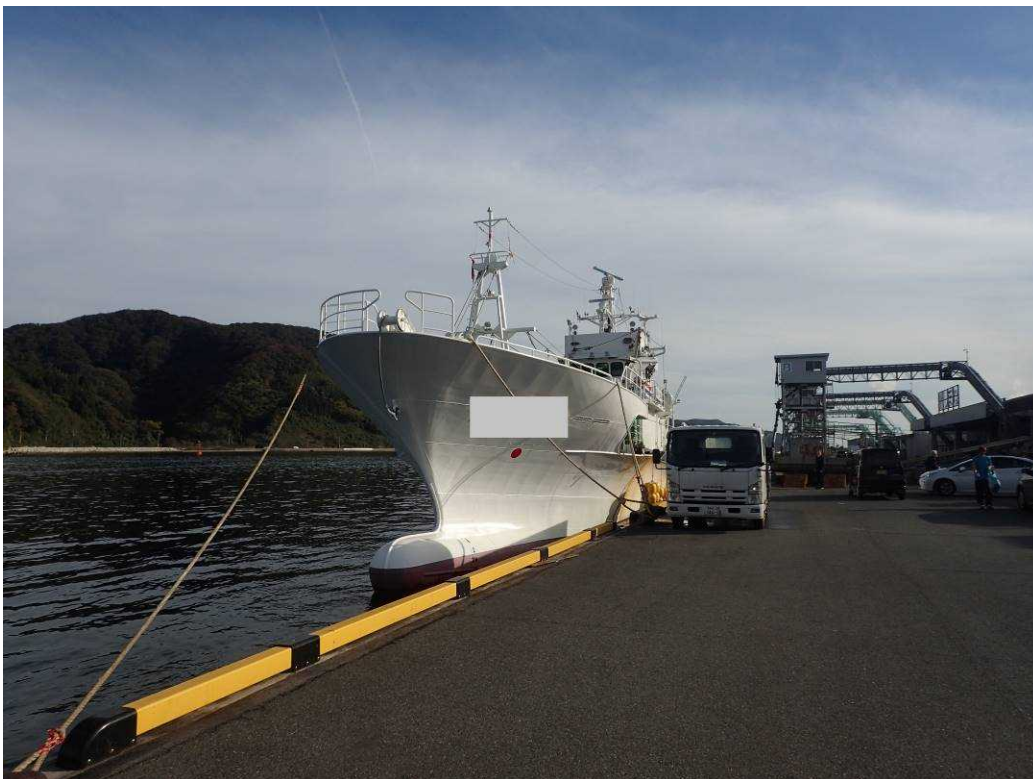


写真2 前部甲板



写真3 甲板員の作業時の姿勢

